

京都市告示第 265 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により，平成 29 年度の地籍調査事業を次のとおり実施します。

平成 29 年 7 月 21 日

京都市長 門川大作

- 1 事業計画が定められた日
平成 29 年 4 月 3 日（9 農村第 693 号）
- 2 調査を実施する者の名称
京都市
- 3 調査地域及び調査期間

平成 29 年度地籍調査事業計画

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	参 考	
			面積 Km ²	測量の 方式及 び縮尺
京都市	京都市上京区主税町，聚楽町，四町目，小山町の一部，中務町の一部，西院町の一部，南伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，田中町の一部，西神明町，東神明町の一部，弁天町の一部，二本松町の一部，十四軒町の一部，尼ヶ崎横町の一部，田村備前町の一部及び福島町の一部	平成 30 年 3 月 31 日 まで	0.16	地上法 1/500
			0.04	地上法 1/250

平成29年度地籍調査事業計画（前年度翌債分）

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	参 考	
			面積 Km ²	測量の 方式及 び縮尺
京都市	京都市上京区主税町，聚楽町，四町目，下丸屋町の一部，櫛笥町，中書町，二町目，三町目，南伊勢屋町，北伊勢屋町，左馬松町，中務町，小山町の一部，西院町，浮田町の一部，中村町の一部，田中町，十四軒町の一部，尼ヶ崎横町の一部，西神明町，東神明町の一部，田村備前町の一部，弁天町の一部，福島町の一部及び二本松町の一部	平成29年7月31日まで	0.29	地上法 1/500
			0.04	地上法 1/250

(行財政局資産活用推進室)